

評価項目及び評価基準

各大項目の採点は、(A) × (C) / (B) とし、小数点以下第二位を四捨五入する。大項目採点の合計点を各候補地の点数評価の点数とする。

斜線は採点例

評価項目					評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採 点 (A) × (C) / (B)	備考
大項目・中項目		小項目		設定理由			配点 (B)	点数	採点 (C)		
1. 土地利用の制限											
1-1	土地利用規制	1-1-1	山地災害危険地区	法律に基づく指定ではなく規制はないが、県が山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したものであり、考慮する必要がある。	◎：周辺に山地災害危険地区がない。 ○：周辺に山地災害危険地区があるが、影響を回避して施設配置することが可能。 △：周辺に山地災害危険地区があり影響が懸念される。	10	5	◎：5 ○：3 △：1	3		・ 静岡県GIS情報「山地災害危険地区マップ」により確認
		1-1-2	保安林（森林法）	保安林は、水源のかん養等の目的達成のために指定されており、解除に当たってはその理由が消滅することを示し、農林水産大臣又は県知事に申請を行って認められる必要があるため。	◎：保安林を含まない。 △：保安林を含む。		5	◎：5 △：1	5		環境アセスメントデータベース（EADAS）の保安林（国有林、民有林）により確認
		1-1-3	土砂災害防止法	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域であり、施設整備によって現状の体制に支障をきたす可能性が考えられるため。	◎：土砂災害警戒区域を含まない。又は土砂災害警戒区域を含むが、施設整備によって現状の体制に支障をきたす恐れはない。 △：土砂災害警戒区域を含んでおり、施設整備によって現状の体制に支障をきたす恐れがある。		5	◎：5 △：1	5		静岡県GIS情報「土砂災害情報マップ」により確認
		1-1-4	農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）	農用地（青地）に指定されている土地は農振除外が必要となるため。	◎：農業振興地域内の農用地区域（青地）に該当しない。 △：農業振興地域内の農用地区域（青地）に該当する。		5	◎：5 △：1	5		各市町農業振興地域整備計画書土地利用計画図により確認
		1-1-5	河川保全区域（河川法）	堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域であり、施設整備においても許可及び対応が必要となるため。	◎：河川保全区域を含まない。 △：河川保全区域を含む。		5	◎：5 △：1	5		・ 国管理河川（狩野川）及び県管理河川（沼津及び熱海土木事務所管内）に河川保全区域は設定されていない。 ・ 市町管理河川は市町の河川台帳で確認
小計							25		23		9.2

斜線は採点例

評価項目						評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採 点 (A) × (C) / (B)	備考	
大項目・中項目		小項目		設定理由				配点 (B)	点数	採点 (C)			
2. 生活環境の保全（環境影響評価項目のうち、候補地検討段階を考慮した項目）													
	2-1	騒音、振動	2-1-1	騒音規制法等に基づく規制基準において特に配慮を要する施設（学校、保育所、病院等）との距離	静穏を要する施設及び地区とは離隔を確保することが好ましいため。	◎：保全対象施設が100m圏内に存在しない。 ○：保全対象施設が50m～100m圏内に存在する。 △：保全対象施設が50m圏内に存在する。	10	5	◎：5 ○：3 △：1	5		距離の目安は、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等の騒音・振動基準の備考欄（50m）及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく騒音・振動の調査対象地域（概ね100m）	
			2-1-2	住居・集落との距離	生活環境の保全上、施設との一定の離隔を確保する配慮が求められるため。	◎：直近住居・集落が100m圏内に存在しない。 ○：直近住居・集落が50m～100m圏内に存在する。 △：直近住居・集落が50m圏内に存在する。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		距離の目安は、騒音・振動の影響範囲を念頭に、上記2-1-1と同じとした	
	2-2	車両影響	2-2-1	排ガス、騒音、振動、悪臭、安全	収集運搬車両が集中することによる影響を受ける住民は少ないほうが好ましいため。	◎：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の少ない幹線道路である。 ○：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の多い幹線道路である。 △：候補地近傍のアクセス道路が生活道路である。		5	◎：5 ○：3 △：1	3		国土交通省「令和3年度道路交通センサス」及び各市町の既存の市道（町道）交通量調査により確認	
								小計	15		13	8.7	
3. 自然環境の保全（候補地検討段階において実施可能な調査を考慮した項目）													
	3-1	貴重な動植物の保護（現地踏査を実施）	3-1-1	植生自然度の高い群落の有無	自然環境保全の観点から、希少生物等の生息情報が得られている箇所に配慮が必要であるため。	◎：植生自然度9以上（自然植生）に該当しない。 ○：植生自然度9以上（自然植生）を含む（面積の半分未満）。 △：大半が植生自然度9以上（自然植生）（面積の半分以上）。	10	5	◎：5 ○：3 △：1	5		・植生自然度9（自然林）及び10（自然草原）は、自然植生（伐採や植林などの人の手が加えられていない植生） ・自然環境調査Web-GISより確認	
			3-1-2	巨樹・巨木の存在		◎：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在しない。 ○：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在するが、回避して施設配置することが可能。 △：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在し、施設配置上、回避できない。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		環境省ウェブサイト「巨樹・巨木林データベース」により確認	
			3-1-3	希少生物の存在		◎：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含まない。 △：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含む。		5	◎：5 △：1	5		静岡県くらし・環境部環境局自然保護課に照会	
								小計	15		15	10.0	

斜線は採点例

評価項目						評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採 点 (A) × (C) / (B)	備考	
大項目・中項目		小項目		設定理由	配点 (B)			点数	採点 (C)				
4. 防災													
	4-1	候補地の災害リスク	4-1-1	地形地質条件 ※4-1-2液状化想定、4-1-3浸水想定レベル以外の観点によるリスク	地形地質条件により災害時の施設の継続稼働に与えるリスクが異なるため。	◎：施設の継続稼働に影響を与えるリスクが少ない。 ○：地形地質条件に懸念があるが、対策工事により、リスクを低減できる。 ×：施設の継続稼働に影響を与えるリスクがある。	20	10	◎：10 ○：6 ×：0	10		地質図、地すべり分布図、地質地盤情報データベース、活断層分布図、現地踏査（近傍からの目視確認が中心）等により確認	
			4-1-2	液状化想定	液状化により施設の運転が継続困難となる可能性が考えられるため。	◎：液状化が生じる可能性が小（PL値<5） ○：液状化が生じる可能性が中（5<PL≤15） △：液状化が生じる可能性が高（PL>15）		5	◎：5 ○：3 △：1	5		静岡県GIS情報「第4次地震被害想定（液状化）」により確認	
			4-1-3	浸水想定レベル	浸水想定レベルに応じて施設の被害へ備えが異なり、災害時の処理継続にも影響するため。	ハザードマップにおける最大浸水深 ◎：0.5 m 未満のエリアに該当する。 ○：0.5～3.0 m 未満のエリアに該当する。 △：3.0 m以上のエリアに該当する。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		各市町洪水ハザードマップにより確認	
	4-2	運搬ルートの災害リスク	4-2-1	運搬ルートとなる道路について、自然災害による通行止めのリスクが想定される場合、ごみ処理の継続性に影響するため。	◎：災害による通行止めのリスクが少ない。 ○：災害による通行止めのリスクは想定されるが、迂回路があり、遠方にならない。 △：災害による通行止めのリスクがある。	5		◎：5 ○：3 △：1	3	静岡県GIS情報及び各市町のハザードマップ、災害履歴等により確認			
	小計							25		23	18.4		
5. 地域の合意形成の状況													
	5-1	用地取得の実現性	5-1-1	自治組織の意向確認状況	地域の理解がより得られる事業推進を目指すため。	◎：自治組織への意向確認を実施済み（総会による議決済み）又は候補地がどの自治組織にも属していない。 ○：自治組織への意向確認を実施済み（役員会や一部の議決によるもの）。 △：自治組織への意向確認は実施していない（説明会や文書等による周知のみ） ×：自治組織への意向確認を実施していない（周知を行っていない。） ※本項目における自治組織の範囲は、候補地が所在する自治組織とする。	25	20	◎：20 ○：12 △：4 ×：0	4		「公募要項様式3」、「公有地等抽出地様式3」、候補地所在自治体による自治組織との意見交換、自治組織の総会会議録等により確認	
			5-1-2	土地所有者以外の権利者の存在	借地権、耕作権、抵当権など、土地所有者以外の権利者がいる場合には個別に協議を行う必要があるため。	◎：土地所有者以外の権利者はいない。 ○：土地所有者以外の権利者が平均以下存在する。 △：土地所有者以外の権利者が平均より多く存在する。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		航空写真及び現地踏査（建築物、工作物の存在）、登記簿、土地所有者への聞き取り等により確認	
	小計							25		9	9.0		

斜線は採点例

評価項目					評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採 点 (A) × (C) / (B)	備考
大項目・中項目		小項目		設定理由			配点 (B)	点数	採点 (C)		
6. 経済性											
6-1	施設整備費以外の費用	6-1-1	用地取得費、造成費、道路整備費（既存2車線道路までの整備費）	建設候補地ごとに必要となる用地取得費、造成費、道路整備費は異なり、事業費に影響するため。	用地取得費、造成費及び道路整備費の概算費用を算出し、以下の算式に当てはめる。 「配点10点×全候補地のうち最も安い候補地の金額／当該候補地の金額」	25	10	(計算式) 10点× 800百万円 /1,100 百万円	7.3		・例）当該候補地の金額が11億円、全候補地の最安値が8億円の場合 （計算式） 10点×800百万円/1,100百万円 ・用地取得費は、（一財）資産評価システム研究センター「地価マップ」を参照して算出 ・造成費は、国税庁「静岡県 財産評価基準書」を参照して算出 ・道路整備費は、既存2車線道路までの整備費を概算で算出
6-2	インフラ条件	6-2-1	上水道の整備状況	上水道が近傍まで整備されていれば新たな整備が不要となるため。	◎：接続できる給水管がある。 ○：接続できる給水管までの距離が全候補地の平均以下。 △：接続可能な給水管までの距離が全候補地の平均より長い。		5	◎：5 ○：3 △：1	3		各市町の水道台帳から確認
		6-2-2	下水道の整備状況	排水先として下水道が選択できればエネルギー回収効率向上が見込めるため。	◎：公共下水道整備計画区域内であり、かつ下水道管が近傍まできており接続が可能。 ○：下水道整備計画区域内であるが、下水道管が近傍に無く接続のためには下水道工事の検討が必要。 △：下水道整備計画区域外		5	◎：5 ○：3 △：1	5		各市町の公共下水道整備計画図及び下水道台帳から確認
		6-2-3	変電所、特別高圧線からの距離	変電所、特別高圧線の有無によってそれらの設置費用が発生する可能性が異なるため。	◎：変電所又は特別高圧線が隣接している。 ○：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地の平均距離以下。 △：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地の平均距離より長い。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		環境アセスメントデータベース（EADAS）の系統マップ、東京電力における系統連系に関する情報から確認
6-3	広域の収集・運搬の負荷	6-3-1	各市町からのごみの輸送距離	収集運搬費用に影響するため。	各市町の人口重心点から候補地までの輸送距離の合計を算出し、以下の算式に当てはめる。 「配点10点×全候補地のうち最短の候補地の距離／当該候補地の距離」		10	(計算式) 10点× 70km/ 120km	5.8		例）候補地A…各市町人口重心点からの距離の合計 70km、候補地B…同120kmの場合 候補地Aは「10点×70/70km＝10点」 候補地Bは「10点×70/120km＝5.8点」 ・令和2年度国勢調査により各市町人口重心点の座標を確認。
		6-3-2	中継施設の設置の可能性	中継施設の設置により、事業費に影響するため。	◎各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超えない。 ○各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超える市町が1つある。 △各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超える市町が2つ以上ある。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		・令和2年度国勢調査により各市町人口重心点の座標を確認。 ・環境省資料において、「一般に、輸送距離が18kmを超える場合に、中継施設の導入を検討するとよい。」とある。
小計							40		31.1	19.4	
大項目 合計						100				74.7	